

議案第109号

訴訟上の和解について

*****事件について、
次のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により
議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 事件名 *****

2 当事者 原告 * * *

原告 * * * *

原告 * * * *

被告 川 崎 市

3 和解内容

- (1) 被告は、原告らに対し、本件解決金として、4,300万円の支払義務（原告らの連帯債権）があることを認める。
- (2) 被告は、原告らに対し、前項の金員を、令和7年7月31日限り、原告らの指定する口座に送金して支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 原告らは、被告、被告の管理者及び被用者ら並びに被告の開設する川崎市立川崎病院の管理者及び被用者ら（いずれも退任、退職者を含む。）に対し、本和解条項に定めるほか、裁判上裁判外を問わず何らの民事上公法

上の請求・責任追及を行わず、何らの処分も求めない。

- (4) 原告ら及び被告は、本件並びに本和解の成立及び内容について、本和解条項に反する内容及び不適切な態様で第三者への情報提供等を行わず、第三者をしてそのような情報発信等を行わしめない。
- (5) 原告らは、その余の請求を放棄する。
- (6) 原告ら及び被告は、原告らと被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4 和解理由

本事件は、横浜地方裁判所から職権による強い和解勧告がなされたこと及びこの和解により原告らと被告との間の医事紛争が早期に解決することを勘案し、和解しようとするものである。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 平成24年5月10日、原告である患者（以下「本件患者」という。）は、川崎市立川崎病院（以下「川崎病院」という。）で、多発性未破裂脳動脈瘤^{りゅう}の治療のため開頭手術を行って脳動脈瘤の根元を金属製のクリップで閉塞させる手術である未破裂脳動脈瘤クリッピング術を受けた際、当該手術の担当医師が内頸動脈瘤^{けい}をクリッピングするときに内頸動脈から分岐している後交通動脈を併せてクリッピングしたため、後交通動脈の支配領域への血流が途絶したことにより脳梗塞を発症し、左同名半盲、左片麻痺^ひ等の障害を負った。
- 2 平成24年10月5日及び同年12月14日、本市は、本件患者に対し、上記の診療経過に対する賠償金の一部として合計650万円を支払った。
- 3 平成25年9月9日、本件患者から本市に対し、損害賠償請求がなされたため、本市は話合いに応じていたが、合意には至らなかった。
- 4 平成28年9月12日、原告らは、東京弁護士会紛争解決センターにあっせんの申立てを行い、本市がこれに応じてあっせん手続が開始されたものの、平成29年3月31日、原告らが当該申立てを取り下げたことにより、あっせん手続は終了した。
- 5 平成29年10月12日、原告らから本市に対し、横浜地方裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された。
- 6 本訴訟は、係属して以来、40回以上の口頭弁論等を経てきたが、裁判所から職権による強い和解勧告がなされたものである。